

# 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年2月20日

関東地方整備局長 藤巻 浩之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

## 1. 当該招請の主旨

本業務は、関東地方整備局が代表機関として実施する令和7・8年度競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付に対応するため、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援等を行うものである。

業務の実施にあたっては、高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけでなく、各参加機関の競争参加資格審査制度を十分に把握したうえで、改良及び運用支援等を行わなければならない、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたって

は、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

## 2. 業務概要

(1) 業務名 令和7・8年度競争参加資格審査  
(測量・建設コンサルタント等)  
受付システム改良・運用支援及び  
受付対応業務

(2) 業務内容 ①システム機能改良  
②セキュリティ対策の実施  
③システム環境整備  
④障害対応、データメンテナンス等の運用支援  
⑤申請者用手引きの作成  
⑥サーバー等機器類の整備  
⑦パスワード発行  
⑧インターネット受付対応  
⑨受付統括業務及び資料整理  
⑩ヘルプデスクの開設

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和7年2月28日

### 3. 業務目的

関東地方整備局が代表機関として実施する令和7・8年度競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付に対応するため、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援等を行うことを目的とする。

### 4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、

国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法

（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - iv 組合の理事
  - v その他業務を執行する者であつてiからivまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている

## 場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### (2) 技術力に関する要件

- ① 本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）をシステム運用開始前において、受注者自ら構築できること。
- ② 本業務に必要な場所は、受注者自ら準備できること。
- ③ 本業務に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む。）できること。

### (3) 業務執行体制に関する要件

- ① 業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。
- ② システム及びサーバーにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。
- ③ 緊急時及び障害発生時に対応するため、監督職員と主任技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。
- ④ システム機器操作に関する指導・教育を行い受付業務に対応できること。

### (4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成25年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上実績を有していること。

・同種業務：国、地方公共団体、特殊法人

等、地方公社又は公益法人において、以下(1)及び(2)の業務実績があること。(同一業務でなくても良い。)

- ・類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下(1)又は(2)の業務実績があること。

(1) インターネットで申請を受け付けるシステムの改良又は開発を行った業務

(2) インターネットで申請を受け付けるシステムの運用支援を行った業務

※地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人については説明書のとおり。

(5) 配置予定技術者に関する要件

配置予定主任技術者は、下記①に示される同種又は類似業務について、平成25年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において1件以上の実績を有していなければならない。また、下記②に掲げるいずれかの資格を有すること。

①業務実績

- ・同種業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下(1)及び(2)の業務実績があること。(同一業務でなくても良い。)

- ・類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下(1)又は(2)の業

務実績があること。

- (1) インターネットで申請を受け付けるシステムの改良又は開発を行った業務
  - (2) インターネットで申請を受け付けるシステムの運用支援を行った業務
- ※地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人については説明書のとおり。

② 資格要件

以下のいずれかの資格を有すること。

- ・ 技術士：総合技術監理部門（情報工学）又は情報工学部門
- ・ P M P 又は情報処理技術者（応用情報技術者以上）※旧資格の同等以上を含む。
- ・ 民間資格（I T コーディネータ、I S M S 審査員資格）

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館17階

関東地方整備局総務部契約課購買第一係

電話：048-601-3151（内線2629）

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館17階

関東地方整備局総務部契約課調査係

電話：048-601-3151（内線2522）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 説明書を上記(1)②の担当部局で交付する。

交付期間は令和6年2月20日から令和6年3月5日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。  
また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

② 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和6年3月5日（火）16時00分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。  
なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

## 6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口  
5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限  
令和6年3月29日（金）18時00分

(4) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資

格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も5。(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

## 7. Summary

- (1) Subject matter of service : System improvement and operation support for Competitive bidding qualification in the fiscal year 2025-2026
- (2) Time-limit to express interests: 4:00 P.M 5 March 2024
- (3) Contact point of documentation to the proposal : Research Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-ken, 330-9724, Japan, TEL 048-601-3151 ex.2522
- (4) Contract point for the notice : No.1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Department Bureau